



 第 50 号

 令和 5 年 6 月 30 日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 775 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 776 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 777 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 778 農用地利用集積等促進計画の認可(地域農政推進課)
- 779 肥料の登録の有効期間更新 (農産園芸課)
- 780 保安林の指定解除予定(治山課)
- 781 保安林の指定解除予定(治山課)
- 782 保安林の指定解除予定(治山課)
- 783 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 784 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 785 公共測量の実施通知(監理課)
- 786 公共測量の実施通知(監理課)
- 787 道路の区域変更(道路管理課)
- 788 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

一般競争入札の実施(ICT推進課)

病院局公告

- 一般競争入札の公告 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の公告 (病院局経営企画課)

監査委員告示

3 包括外部監査人の監査の事務を補助する者(監査委員事務局)

公安委員会規則

- 9 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)
- 10 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則(交通企画課)

正 誤

令和5年3月28日付け県報号外1条例第17号中(法務文書課) 令和5年5月30日付け県報第41号公告中(地域産業振興課)

告 示

◎新潟県告示第775号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日

自立訓練(生活訓練)	生活訓練施設 らいと	新発田市押廻1357	一般社団法人みらい	令和5年
宿泊型自立訓練	生石訓練地設 りいこ	利光田川押畑1307	ず	6月1日
生活介護	ほっぷ・すてっぷ	糸魚川市一の宮二丁目 1番12号	株式会社桜翠	令和5年 6月1日
居宅介護	・ホームヘルプ春日和新発田	新発田市荒町字妻ノ神	株式会社ワールドス	令和5年
重度訪問介護	7 7 7 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4	甲272番 1	テイ	6月1日
共同生活援助	共同生活援助 ぽの	阿賀野市中央町二丁目 17番20号	社会福祉法人皆幸希 福祉会	令和5年 6月1日

◎新潟県告示第776号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
児童発達支援		糸魚川市一の宮二丁目		令和5年
放課後等デイサー ビス	ほっぷ・すてっぷ	1番12号	株式会社桜翠	6月1日

◎新潟県告示第777号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
放課後等デイサー	カレイドスクエアパー	胎内市黒川1171-22	トラインスミス株式	
ビス	ク黒川店		会社	4月30日

◎新潟県告示第778号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等 促進計画を次のとおり認可した。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	3者	真野大坪718番ほか21筆 4.1ha
新潟市	98者	北区太田166番ほか778筆 71.8ha
燕市	1者	熊森8376番 0.2ha
柏崎市	2者	安田門田821番1ほか1筆 0.2ha
上越市	1者	柿崎区東横山石山田1725番1ほか3筆 0.1ha
合 計	105者	808筆 76. 4ha

2 認可年月日

令和5年6月30日

◎新潟県告示第779号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

生産業者の名称及び住所	新潟県化製興業株式会社
	新潟県長岡市大沼新田599番地
登録番号	新潟県生第394号
有効期間	平成17年7月7日から令和11年7月6日
肥料の種類	蒸製毛粉
肥料の名称	有機毛粉1号
保証成分量	窒素全量 11.0パーセント
その他の規格	その他の制限事項は公定規格のとおり

生産業者の名称及び住所	新潟県化製興業株式会社
	新潟県長岡市大沼新田599番地
登録番号	新潟県生第377号
有効期間	平成5年7月20日から令和11年7月19日
肥料の種類	蒸製毛粉
肥料の名称	有機毛粉
保証成分量	窒素全量 12.0パーセント
その他の規格	その他の制限事項は公定規格のとおり

◎新潟県告示第780号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する 予定である旨の通知があった。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 新潟県糸魚川市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
- 3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第781号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する 予定である旨の通知があった。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 新潟県糸魚川市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 - 公衆の保健
- 3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第782号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する 予定である旨の通知があった。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県阿賀野市草水字桑原沢966の23(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び阿賀野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第783号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
五日市大池地区	農用地保全施設整備(ため池等整備「老朽ため池」) 事業	柏崎市	令和5年5月25日

◎新潟県告示第784号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

大東産業 株式会社

加藤 洋介

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区亀田工業団地1-3-8

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第22758号
- 5 処分の内容

管工事業に係る一般建設業の許可の取消し(一部廃業)

6 処分の原因となった事実

令和5年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社 ASAHI

釜田 一樹

- 3 主たる営業所の所在地
 - 上越市中郷区二本木1609-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第45908号
- 5 処分の内容

石工事業に係る一般建設業の許可の取消し(一部廃業)

6 処分の原因となった事実

令和5年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社 山田建築

山田 一政

3 主たる営業所の所在地

長岡市新陽1-7

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45528号
- 5 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し(全部廃業)

6 処分の原因となった事実

令和5年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社 片桐工務店

片桐 三郎

3 主たる営業所の所在地

長岡市小国町小栗山40-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第40648号
- 5 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し(全部廃業)

6 処分の原因となった事実

令和5年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

目黒電気

目黒 峰雄

3 主たる営業所の所在地

長岡市栃尾泉392-5

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第46231号
- 5 処分の内容

電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し(全部廃業)

6 処分の原因となった事実

令和5年6月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第785号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 水準測量及び数値図化
- 2 作業期間 令和5年5月26日から令和6年1月25日まで

3 作業地域 新潟県長岡市川口武道窪地内

◎新潟県告示第786号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 用地測量
- 2 作業期間 令和5年5月26日から令和6年1月25日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市川口武道窪地内

◎新潟県告示第787号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金塚停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の	別敷	地	の	幅	員	延	長
新発田市下小中山365番2から	新	7.9~	~12. 2	メー	トル	,	11.9メートル	
同市下小中山347番2まで	旧	8.7~	~12. 2	メー	トル	,	10.4メートル	

備考 路線の重用

全区間県道金塚停車場竹島線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金塚停車場竹島線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
新発田市下小中山365番2か	Ġ.	新	7.9~	-12. 2	2メー	-トル	,	11.9メートル	
同市下小中山347番2まで		IΞ	8.7~	-12. 2	2メー	- トル	,	10.4メートル	

備考 路線の重用

全区間県道金塚停車場線と重用

◎新潟県告示第788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 金塚停車場線
- 2 供用開始の区間

新発田市下小中山365番2から同市下小中山347番2まで

3 供用開始の期日 令和5年6月30日

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その29)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その29)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年11月30日(木)

(4) 納入場所

入札説明書による。

- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間

令和5年6月30日(金)から令和5年7月11日(火)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/

(2) 間合せ等

入札説明書による。

- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時

令和5年7月26日(水) 午後1時30分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1) に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一 部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書(令和5年6月30日以降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県

知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年7月19日(水) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第 1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号:950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話:025-280-5953

工 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年7月24日(月)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、 委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1) ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。
- (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額 を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び 地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載す ること。
- (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

- 10 その他
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
 - (2) 暴力団等の排除
 - ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を 行うこと。

- (3) その他
 - ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国 通貨とする。
 - イ その他詳細は、入札説明書による。
 - ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則 その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般X線撮影間接変換FPD装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年6月30日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
 - 一般X線撮影 間接変換FPD装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年9月30日(土)

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年7月10日(月)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年7月14日(金)午前10時30分

新潟県立妙高病院 会議室

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき は、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般X線撮影間接変換FPD装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年

政令第372号)の適用を受けるものである。

令和5年6月30日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

一般X線撮影間接変換FPD装置

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年12月28日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年7月26日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年8月10日(木)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出 しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

General x-ray equipment and indirect conversation FPD system [1]set

(2) Deadline for bid submission:

5:00P.M. July 26, 2023

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

 $\mp 957 - 8588$

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

監查委員告示

◎新潟県監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和5年6月30日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸 新潟県監査委員 小 島 義 徳 新潟県監査委員 小 島 晋 新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

浅妻 信 新潟県新潟市中央区西堀通4番町816番地10 レーベン新潟1602号室 菊池 淳哉 新潟県新潟市中央区水島町10番25号 ダイアパレス水島町803号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和5年6月30日から令和6年3月31日まで

公安委員会規則

前

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正

(故障車のけん引)

後

(故障車のけん引)

改

正

第11条 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により当該故障等に係る自動車又は一般原動機付自転車(以下この条において「故障車」という。)をけん引することがやむを得ない場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、当該故障車をけん引する

(1) (略)

ことができる。

(2) 故障車に<u>係る</u>運転免許を受けた者を<u>当該</u>故障 車に乗車させて、ハンドルその他の装置を操作 させること。

(3) • (4) (略)

(道路使用の許可)

第14条 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警察署長の許可を受けなければならない行為を次の各号に掲げるとおり定める。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。

(1)~(9) (略)

(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証 実験、人の移動の用に供するロボットの実証実 験又は自動運転技術その他自動運転の実用化の ために必要な技術を用いて<u>車両</u>を走行させる実 証実験をすること。

2 (略)

第11条 原動機付自転車の運転者は、故障その他の 理由による自動車又は<u>原動機付自転車</u>(以下「故 障車」という。)をけん引することがやむを得ない 場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、 次の各号に定めるところにより、<u>その</u>故障車をけ ん引することができる。

(1) (略)

(2) <u>その</u>故障車に<u>かかる</u>運転免許を受けた者を故 障車に乗車させて、ハンドルその他の装置を操 作させること。

(3) • (4) (略)

(道路使用の許可)

第14条 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警察署長の許可を受けなければならない行為を次の各号に掲げるとおり定める。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。

(1)~(9) (略)

(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証 実験、人の移動の用に供するロボットの実証実 験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気 通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行 うことができる自動運転技術を用いて自動車を 走行させる実証実験をすること。

2 (略)

附目

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

新潟県公安委員会

委員長 和 田 裕

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		改 正 後			改	正	前	
別表	(第2	2条関係)	別	表 (第	2条関係	(.)		
種	訠	本部長が専決できる事務		種別		本部長が専	決できる事務	
()	略)			(略)				
ì	道	(1)~(117)の2 (略)		道	(1)~(117)の2	(略)	
1	路	(118) 道交法第108条の3の5の規定		路	(118)	道交法第1	108条の3の5の規定	Ē
2	交	による特定小型原動機付自転車運転		交	によ	る自転車運	転者講習の受講命令	ì
ì	通	者講習及び自転車運転者講習の受講		通				
Ž.	法	命令		法				
	関	(119) 道交法第108条の3の6の規定		関	(119)	道交法第1	108条の3の6の規定	₹
1	系	による特定小型原動機付自転車運転		係	によ	る自転車運	転者講習の受講命令	î
		者講習及び自転車運転者講習の受講			等の	国家公安委	員会への報告	
		命令等の国家公安委員会への報告						
		(120)~(223) (略)			(120) ~	~ (223)	(略)	
()	略)			(略)				

附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

正誤

令和 5 年 3 月 28 日付け新潟県条例第17号(新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例)50ページの

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)及び第3条第1項の承認を受けた者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

(使用料)

第3条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

は、

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)及び第3条第1項の承認を受けた者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

(使用料)

第3条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

の誤り。

令和5年5月30日付け新潟県公告 (大規模小売店舗の変更) 中 6ページの

「(変更後)JR 東日本新潟シティクリエイト株式会社 代表取締役 小林宏行」は、

「(変更後) JR 東日本新潟シティクリエイト株式会社 代表取締役 小竹宏行」の誤り。